

# ○精勤章被授与者の選考期日等に関する通達

昭和 30 年 8 月 31 日

海幕総人第 2 号の 173

海上幕僚長から自衛艦隊司令・地方総監・第 1 掃海隊群司令・海上自衛隊各学校長・海上自衛隊舞鶴地区病院長あて

## 精勤章被授与者の選考期日等に関する通達

標記に関しては、じ今下記により取計らわれない。

### 記

#### 1 被授与者の選考期日

授与期日（4 月 1 日および 10 月 1 日）現在の有資格者に対し授与期日の前月の初日現在の所属員について算定の上選考する。

#### 2 派遣勤務中の者の取扱

派遣勤務中の者については臨時勤務を除き派遣勤務先に属するものとして派遣先の選考権者が算定の上選考し授与する。

#### 3 術科学校に入校中の者の取扱

2 に準じ術科学校において行う。

#### 4 その他

各所属等において、選考の結果被授与者と決定したが選考日以後転勤、派遣勤務、入校を命ぜられた場合は、その旨新所属長等に通報し、授与は新所属において行うこととする。

なお、これ等の者のうちで授与当日までに、精勤章を授与することが適当でない事由が発生した者に対しては、この限りでない。